

平成 28 年 11 月 28 日

◎弘田委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。 （9 時 59 分開会）

本日の委員会は、平成 27 年度高知県公営企業会計決算審査と一般会計及び特別会計決算審査の取りまとめについてであります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎弘田委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより 9 月定例会で付託を受けました平成 27 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案ほか 1 議案について採決を行います。

第 14 号平成 27 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長 全員挙手であります。

よって、第 14 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 15 号平成 27 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長 全員挙手であります。

よって、第 15 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

（執行部退席）

◎弘田委員長 次に、報第 20 号平成 27 年度高知県電気事業会計決算から、報第 22 号平成 27 年度高知県病院事業会計決算まで、以上 3 議案を一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

◎弘田委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第 20 号平成 27 年度高知県電気事業会計決算から、報第 22 号平成 27 年度高知県病院事業会計決算まで、以上 3 件を一括採決いたします。

以上 3 件の議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長 全員挙手であります。

よって、報第 20 号議案から、報第 22 号議案は、全会一致をもって認定することに決しました。

以上で採決を終わります。

次に、一般会計及び特別会計の決算議案について採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより、報第1号平成27年度高知県一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。

よって報第1号議案は全会一致をもって認定することに決しました。

次に、報第2号平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算から、報第19号平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算まで、以上18件の特別会計にかかる決算議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。

よって、以上18件の特別会計にかかる決算議案は、いずれも全会一致をもって認定することに決しました。

以上で採決を終わります。

これより、公営企業会計決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書(案)としてお配りしてありますので、これに沿って協議をしていきたいと思っております。

なお、その文案の2決算の内容までは、事務局でチェックしておりますので、協議を省略し、3審査の結果から協議をしていただきたいと思います。

また、3審査の結果の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思っております。

それでは、(1)電気事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 読み上げさせていただきます。3ページをごらんください。

(1) 電気事業会計決算について

当年度の経営状況については、純利益が3億2,631万円余になっており、前年度に比べて2億4,855万円余増加している。これは、平成26年度に新会計基準への移行に伴い計上していた修繕準備引当金の取り崩しなどによる特別利益や退職給付引当金の繰り入れなどによる特別損失の計上がなくなったことから、総費用の減少額が総収益の減少額を大幅に上回ったためである。

風力発電事業については、累計収支は黒字になっているが、営業損益は甫喜ヶ峰風力発電所の修繕費などを計上したことにより前年度に引き続き赤字となる中、今後、固定価格買い取り期間の終了に伴い、風力発電による電力の買い取り価格が引き下げられる見込みである。

については、国の動向等も注視しながら、県民の理解を得られるよう、施設の更新等を含めた風力発電事業のあり方について、検討していくことを望む。

水源のさと石原「北郷」発電所については、用地の取得に時間を要し、いまだに着工に至っていない。

については、地権者との信頼関係の構築に努めるなど、早期の運転開始に向けた取り組みを加速することを求める。

地域住民の出資による小水力発電の取り組みについては、高知市土佐山での計画が具体化する見通しとなっている。

については、こうした取り組みへの積極的な支援等を通じて、県内各地に再生可能エネルギーによる発電が普及・拡大することを望む。

◎弘田委員長 それでは、御検討願います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 正場に復します。

これで、(1) 電気事業会計決算についての検討を終わります。

続きまして、(2) 工業用水道事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 工業用水道事業会計事業決算について

当年度の経営状況については、純利益が3,391万円余となっており、前年度に比べて3,841万円余減少している。これは、平成26年度に新会計基準への移行に伴い計上していた修繕準備引当金の取り崩しによる特別利益の減少額が、退職給付引当金の繰り入れなどによる特別損失の減少額を上回ったことによるものである。

工業用水道事業については、企業の移転・撤退や生産の縮小に加え、節水技術が格段に向上したことなどによる給水量の減少が課題となっており、新たな給水先を開拓する必要がある。

については、長期的な視点で課題を整理した上で、老朽化した施設の更新や耐震化対策なども含め、今後の事業運営のあり方を検討するよう望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 正場に復します。

これで、(2) 工業用水道事業会計決算についての検討を終わります。

続きまして、(3) 病院事業会計決算についてその文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 病院事業会計決算について

当年度の経営状況については、純損益が3億3,747万円余の赤字で、赤字額は前年度に比べ31億1,304万円余減少している。これは、平成26年度において新会計基準への移行に伴い計上が義務化された退職給付引当金の引当不足額の繰り入れや、旧安芸病院解体撤去に伴い計上していた除却損などの特別損失といった特殊要因が平成27年度はなかったことによるものである。

高知県立病院第5期経営健全化計画の中で病院事業全体の目標として掲げた経常損益の黒字の維持については、平成27年度決算においては、あき総合病院、幡多けんみん病院ともに経常黒字となった。

この要因として、ジェネリック医薬品への切りかえによる材料費の圧縮などの経営改善の強化が挙げられるが、こうした取り組みには限界もある。

については、引き続き経常黒字の維持に努めるとともに、第6期経営健全化計画においても、医療提供体制の整備に努め、医業収益の安定確保に取り組むことを求める。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 正場に復します。

これで、(3) 病院事業会計決算についての検討を終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、3審査の結果の本文についての検討を行いますので、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。また、本文の内容については、これまで出されました御意見などを考慮して、一般的な表現にしていることを御了承願います。

◎書記 3ページをごらんください。

3 審査の結果

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められるので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については、全会一致をもっていずれも可決または認定すべきものと決した。

なお、事業の執行については不十分な点が認められるため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、事業の執行に当たっては十分留意するよう求める。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についての検討を終わります。

以上で、報告書(案)についての協議を終わります。なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任願います。

次に、委員長報告について、行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県公営企業会計決算審査報告書の1審査の経過と、3審査の結果及び意見をもって報告することに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に一任願います。

次に、一般会計及び特別会計の決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整してきたものを報告書(案)としてお配りしてありますので、これに沿って協議していただきたいと思います。

なお、その文案の2決算の内容までは、事務局でチェックしておりますので協議を省略し、3審査の結果から協議をしていただきたいと思います。

また、3審査の結果の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思います。

それでは、(1) 行財政運営等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 4ページをごらんください。

(1) 行財政運営等について

平成 27 年度は全国に先行して人口減少が進む中、人口減少による負の連鎖の克服に向けて、経済の活性化や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と、中山間対策、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大という基本政策に横断的にかかわる2つの政策について、積極的に取り組んでいる。

決算状況については、歳入で県税が増加し、歳出で公債費や人件費が減少したため、經常収支比率は前年度から改善したが、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要がある。

歳入の確保については、国に対して本県の実情を踏まえた提案や要望を継続するとともに、自主財源となる未収金の回収や遊休財産の売却等の取り組みが重要である。

については、引き続き未収金の回収や新たな滞納発生の防止に取り組むとともに、資産価値の高い遊休財産の売却が進むよう一元的に管理する体制の構築に取り組むことを望む。

歳出については、事業の必要性、妥当性、事業効果等を慎重に見きわめ、適切な予算見積もりを行うとともに、多額の不用が生じないよう事業の計画的な執行や管理の徹底を引き続き求める。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じてきた結果、会計事務の処理件数に占める不適切な事例の件数は減少傾向にあるが、なお、補助金や契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られた。

については、各所属において職員相互にチェック機能を働かせ適切な業務の執行に努めることを望む。

◎弘田委員長 それでは御検討願います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(1) 行財政運営等についての検討を終わります。

続きまして、(2) 南海トラフ地震対策等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 南海トラフ地震対策等について

統合防災情報システムについては、発災時に他県から派遣される救助機関等や各市町村が利活用しやすいものが望ましい。

については、発災時に円滑なシステムの運用が可能となるよう、市町村等と連携した訓練を行うとともに、システム改修の際にはシンプルでわかりやすいものになるよう留意することを望む。

避難所については、最大クラスの地震津波が発生した場合に不足が見込まれることから、民間施設の利用や近隣市町村を含めた広域避難についても検討する必要がある。

については、市町村やブロック単位で避難所の確保状況を明確にするとともに、地域集会所を避難所とするための耐震化に係る住民負担のさらなる軽減策を検討するなど、住民の避難対策の促進を図るよう望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(2) 南海トラフ地震対策等についてを終わります。

続きまして、(3) 保健・福祉・医療対策について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 保健・福祉・医療対策について

健康づくり団体連携促進事業費補助金については、地域の健康づくり団体が取り組む特定健診等の受診勧奨の活動などを支援しているが、一層の受診率の向上に向けた各団体の育成や制度の利用拡大を図る必要がある。

については、さらなる制度の周知に努め、各団体の活動がより活発となり、高い効果が得られるものとなるよう取り組むことを望む。

訪問看護師については、高知県立大学に寄附講座を設置するなど、中山間地域等における訪問看護を担う人材の確保・育成に向けた取り組みが進められているが、今後、在宅医療の進展により、さらなる需要の増加が見込まれる。

については、需要に応じた訪問看護師の確保・育成とともに、地域の医療機関や市町村、保健所が連携した在宅医療体制の整備に取り組むことを求める。

障害者への支援については、さまざまな制度が用意され充実してきているが、有効に活用されているとは言えない。

については、市町村等と連携し、支援内容について本人及び家族の理解が深まるよう、さらなる制度の広報に取り組み、利用促進を図ることを望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで(3)保健・福祉・医療対策についてを終わります。

続きまして、(4)地域の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4)地域の振興等について

土佐まるごとビジネスアカデミーについては、入門編や実践編などのコースが設定され、起業を目指す方や経営者などが、それぞれのレベルに合わせて受講している。

については、受講者の属性やニーズ等を把握、分析して研修内容の見直しを行い、さらなる研修効果の向上を図るよう望む。

国際交流の推進については、高知県国際交流協会による市町村等の国際交流・協力事業への積極的な支援が望まれるが、その取り組みが市町村等に浸透していない点もあり、連携が十分とは言えない。

については、高知県国際交流協会の役割を広く周知することで市町村等の理解を促し、相互の連携を深め、国際交流の推進が図られること望む。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、掲げた目標の達成に向け、最大限の事業効果が上がるよう、市町村と十分な連携を図り、官民協働のもと諸施策に着実に取り組むことが不可欠である。

については、市町村版総合戦略の推進に当たっては、より幅広い層の住民を巻き込み、地域の将来を見据えた取り組みとなるよう、必要に応じた適切な支援を望む。

移住促進については、NPO団体等が、みずからの体験を生かした移住相談や地域住民との交流を含めた体験ツアーなどに取り組み、それらの団体のネットワーク活動を通じて、移住相談員も含め情報共有が図られている。

については、こうした取り組みがより幅広く継続して行われるよう支援するとともに、移住後の状況を適宜把握するよう望む。

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線については、厳しい経営が続いており、経営支援のための基金への県や周辺市町村の負担金は、今後とも多額となることが懸念される。

については、経営計画策定等の支援にこれまで以上に積極的に取り組み、同路線の経営安定化を図ることを望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(4) 地域の振興等についてを終わります。

続きまして、(5) 商工業の振興について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (5) 商工業の振興について

紙産業の振興については、紙産業技術センターにおいて新商品の開発に力を入れているが、中でも土佐和紙に関しては、新たに導入したレーザー加工機を活用し、付加価値の高い製品開発に取り組んでいる。

については、こうした開発に加え、土佐和紙の原料である楮、みつまたの新たな利活用も視野に入れ、紙産業の一層の広がりに向けた研究開発に取り組むことを望む。

企業誘致については、工業団地の整備や積極的な企業訪問を行うとともに、企業立地セミナーにおいては、先駆的な災害対策や高知県の魅力、優遇施策等をアピールし、製造業やコールセンターなどに加え、平成 27 年度には農業関係企業の立地が実現した。

については、本県が推進する第一次産業を核としたクラスター化に関連する食品加工関係も含め、企業誘致に積極的に取り組むことを望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(5) 商工業の振興についてを終わります。

続きまして、(6) 観光の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (6) 観光の振興等について

土佐の観光創生塾については、旅行商品の造成と観光人材の育成を目指した講座や指導が行われているが、観光地づくりには俯瞰的な視点と地域の関係機関等との幅広い連携が重要である。

については、同塾が観光客のニーズの的確な把握や地域の関係者間の連携体制を構築できる人材を養成するものとなるよう望む。

観光客が利用するトイレについては、おもてなしトイレ認定の取り組みが行われているが、今なお観光地においても快適とはいえない公共トイレが存在する。

については、観光客が観光地にある公共トイレを気持ちよく利用できるよう、管理者への働きかけを望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(6) 観光の振興等についてを終わります。

続きまして、(7) 農林水産業の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (7) 農林水産業の振興等について

産地提案型による農業の担い手確保については、就農相談会で産地が求める人材を示し、新規就農者の受け入れに当たっては、産地で研修を行うとともに、指導農業士の協力を得るなど、定着化に取り組んでいるが、就農に対する具体的なイメージを伝えることが重要である。

については、指導農業士の増員と産地が一体となった支援体制づくりに一層取り組むよう望む。

林業労働者の確保・育成については、UIターン就業相談会や林業学校の開校などの取り組みを進めているが、他の産業と同様に人手不足が続いている。

については、新たな林業の担い手の確保に向けて、高知県の林業を学ぶ体験等の機会をふやすとともに、林業学校においては、森林情報管理システムの技術習得など、特色あるカリキュラムにより、学生の確保・育成に努めることを望む。

漁業研修生への支援については、高知県漁業協同組合に配置する漁業就業支援アドバイザーを中心に行っているが、地元漁協のサポートが欠かせない。

については、漁業就業支援アドバイザーと漁協との連携を一層深め、研修生が円滑に就業できるよう支援することを望む。

サメの大量発生による漁業被害については、駆除を行っているものの、やむを得ない漁場の変更や漁具の損傷などが深刻な問題となっている。

については、被害状況を把握し、より効果的な対策を検討するよう望む。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(7) 農林水産業の振興等についてを終わります。

続きまして、(8) 社会基盤の整備等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (8) 社会基盤の整備等について

河川改修については、河川整備計画に位置づけられた改修が進まず、台風等による浸水被害が懸念される箇所がなお多く存在している。

については、各河川の状況を把握した上で対策を精査し、河床堆積土砂の除却などを含め、計画的かつきめ細やかに整備を進めるよう望む。

県の土木技術職員については、近年、工業系の高校、大学等への働きかけや特別募集を行っても採用予定人員を確保できない状況となっている。

については、このことにより職員の過重な負担や人材育成の停滞を招くことがないように、土木分野への就職希望者に対して、県の土木技術職の魅力とやりがいを広報し、採用につなげるよう望む。

インフラの維持管理については、河川に生い茂った草や道路に張り出した樹木、港湾の航路・泊地に堆積した土砂の除却など、市町村及び地域からの要望が多い。

については、これらの公共施設の機能が十分に確保されるよう、適切な維持管理を求める。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(8) 社会基盤の整備等についてを終わります。

続きまして、(9) 教育について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (9) 教育について

学校に設置する避難所の運営については、実践的な訓練や防災教育により教職員の意識は高まっているが、地域の自主防災組織や保護者などの協力が不可欠である。

については、被災地において円滑な運営ができた避難所を参考にし、今後の避難訓練に当たっては、保護者等の協力も得て実施するよう望む。

保育士の確保については、コーディネーターを配置し潜在保育士と保育所とのマッチングなどの事業も行っているが、保育士不足は深刻である。

については、保育士修学資金貸付事業のさらなる広報や関係機関と連携し、引き続き人材確保に取り組むことを求める。

高校生の就職支援については、就職アドバイザーの配置などにより就職率の向上が図られ、また、就職前には労働基本法や社会人としてのマナーについて講習を実施しているが、近年、長時間労働等が大きな問題となっている。

については、働くことの意義や労働者の権利・義務などの知識を深めるための実効性のある取り組みに努めるよう望む。

スクールソーシャルワーカーについては、児童生徒が抱えるさまざまな課題の解決に大きな役割を担っているが、その処遇は市町村によって異なる。

については、スクールソーシャルワーカーの役割に見合った処遇がなされるよう、国に対する要望も含め対策の検討を求める。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、(9) 教育についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、3 審査の結果の本文について、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することになります。

◎書記 3 ページをごらんください。

3 審査の結果

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取り組みは一定評価すべきものと認められる。

各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められるので、一般会計決算及び各特別会計決算については、全会一致をもっていずれも認定すべきものと決した。

なお、予算執行において改善すべき事項が見受けられるため、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、各種施策の実施に当たっては、十分留意するよう求める。

今回、決算議案とあわせ提出された決算に関する説明書等において、記載事項に誤りが見られた。

今後はこのようなことがないように、資料の提出に当たっては十分精査することを強く求める。

◎弘田委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

(な し)

◎弘田委員長 それでは正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書（案）についての協議を終わりますが、細部の文案の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いいたします。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました、高知県歳入歳出決算審査報告書の1審査の経過と3審査の結果及び意見をもって報告とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。

それではそのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に一任願います。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。

審査意見の取りまとめが、皆さんの御協力により本日で終了をいたしましたので、12月5日の委員会は、開会しないことにいたします。

委員の皆さん、忙しい時期に決算特別委員会に協力していただきました。ありがとうございます。委員の皆様のおかげで滞りなく終了できたと思います。

どうもありがとうございました。

◎西森副委員長 大変にお疲れさまでございました。長いと感じた方もいらっしゃると思いますが、皆様の御協力のもとで、滞りなく、終わることができました。心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

◎弘田委員長 これで委員会を閉会いたします。

(10時30分閉会)